

議案第 4 4 号

瀬戸内市介護保険条例の一部を改正することについて

瀬戸内市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 4 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸内市介護保険条例(平成16年瀬戸内市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 年額33,800円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額50,900円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額51,300円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額66,900円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額74,400円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額89,200円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額96,700円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額111,600円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額126,400円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 年額141,300円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 年額156,200円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 年額171,100円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 年額178,500円

第4条中第2項を第9項とし、第1項の次に次の7項を加える。

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。

- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第13条ただし書中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、「すべてが同法第317条の2第1項」を「全てが同項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

瀬戸内市介護保険条例(平成16年瀬戸内市条例第122号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 年額37,200円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額55,800円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額55,800円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額66,900円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 年額74,400円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 年額89,200円</u></p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)</u>であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要と</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 年額33,800円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 年額50,900円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 年額51,300円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 年額66,900円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 年額74,400円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 年額89,200円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 年額96,700円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 年額111,600円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 年額126,400円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 年額141,300円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 年額156,200円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 年額171,100円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 年額178,500円</u></p>

しない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 年額96,700円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 年額111,600円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 年額126,400円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 年額133,900円

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36

号。以下「規則」という。)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

9 略

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日の翌日から起算して15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書(以下この条において「介護保険申告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者(以下この条において「第1号被保険者等」という。)について、前年中の所得

2 略

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日の翌日から起算して15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書(以下この条において「介護保険申告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者(以下この条において「第1号被保険者等」という。)について、前年中の所得

につき地方税法_____第317条の2第1項の申告書
(第1号被保険者等のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得
以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である
場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的
年金等支払報告書)又は牛窓町国民健康保険税条例(昭和35年牛窓町条例
第110号)、邑久町国民健康保険税条例(昭和27年邑久町条例第19号)及び
長船町国民健康保険税条例(昭和31年長船町条例第38号)第14条の申告書
(以下この条において「税申告書等」という。)が市長に提出されている
場合については、税申告書等の提出をもって介護保険申告書の提出があ
ったものとみなす。

につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書(第1号
被保険者等の全てが同項_____に規定する給与所得以外の
所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合
には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等
支払報告書)又は牛窓町国民健康保険税条例(昭和35年牛窓町条例第110
号)、邑久町国民健康保険税条例(昭和27年邑久町条例第19号)及び長船町
国民健康保険税条例(昭和31年長船町条例第38号)第14条の申告書(以下
この条において「税申告書等」という。)が市長に提出されている場合
については、税申告書等の提出をもって介護保険申告書の提出があったも
のとみなす。

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市介護保険条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第97号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第2項」を「第4条第9項」に、「同条同項第2号、同条同項第3条」を「同項第2号及び同項第3号」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第9項」に、「22,400円」を「21,300円」に、「同条同項第2号」を「同項第2号」に、「37,200円」を「36,100円」に、「同条同項第3号」を「同項第3号」に、「52,100円」を「51,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

瀬戸内市介護保険条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第97号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(減額賦課に係る保険料率)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の所得の少ない第1号被保険者は、同条第1項第1号、<u>同条同項第2号、同条同項第3条</u>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>2 条例第4条第2項の減額賦課に係る保険料率は、同条第1項第1号について該当するものは年額22,400円、<u>同条同項第2号</u>に該当するものは年額37,200円、<u>同条同項第3号</u>に該当するものは年額52,100円とする。</p>	<p>(減額賦課に係る保険料率)</p> <p>第2条 条例第4条第9項の所得の少ない第1号被保険者は、同条第1項第1号、<u>同項第2号及び同項第3号</u>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>2 条例第4条第9項の減額賦課に係る保険料率は、同条第1項第1号について該当するものは年額21,300円、<u>同項第2号</u>に該当するものは年額36,100円、<u>同項第3号</u>に該当するものは年額51,000円とする。</p>